市民の声（1 月分）

意見 18	H29.1.10 (1)下の子の育児休暇中の上の子の保育園の入所可能期間に関して 　現在の袖ケ浦市の状況では下の子が１歳半になる月までの入所となっているが、その月までに下の子の入所ができない場合は退園し、再度上の子も入所申込をしないといけないのでしょうか？ 　全国的にも多くの市で待機児童問題があり、袖ケ浦市も同様の問題をかかえていると思います。特に年度途中の入所が困難な状況にあるなか、多くの市では下の子が１歳または１歳半を迎える年度末までの入所を認めています。なぜ袖ケ浦市は下の子が１歳半になる月までの入所なのですか？４月まで入所を待たなければならない状況の場合でも上の子は退園となるのですか？ 　また別の内容になりますが、上の子が年長になるときの４月でさえ、下の子の入所を申請しているが入所できない状況の場合、上の子は退園となるのですか？次年度の小学校入学を控えた子供に対しての特例はないのですか？下の子とともに保育園に入所でき、仕事復帰したいと思い、育児休暇中も保育園に通わせてもらっていて、いざそのときに下の子が入所できずに上の子まで退園、しかも退園時期が年長だというと子供の負担も大きいのではと思います。国の基準でも、次年度に小学校入学を控えるなど子どもの発達上環境の変化に留意する必要があるとき等で市町村が児童福祉の観点から保育の必要性を認めるときは継続入所を可能とするとなっているかと思います。年長であるという点から、ある程度保育園側でも受け入れができるのであれば、年長での退園を回避されるような特例を作って頂いたいです。 　また育児休暇が企業によっては３歳まで取得できることもありますが、上の子の環境をあまり変えさせたくない（保育園を退園させたくない）との思いから、早めに仕事復帰をする方もいらっしゃると思います。上の子の 入所可能期間を伸ばすことで、下の子の育児休暇の期間を伸ばし家庭で保育できれば０～２歳児の待機児童を少しでも減らすことができるのではと考えます。 (2)私立保育園の休日に関して 　市から発行されている保育所等の入所案内には、どの保育所・保育園でも年末年始は１２月２９日から１月３日までとなっています。 　一部の保育園だけかもしれませんが、実際の通常保育が年始は1月5日からになっています。保育園の状況を確認し、入所案内の内容を変更する必要があるなら変更をし本来の情報を載せるべきだと思います。
回答	H28.1.30　担当課　保育課 　この度、お問合せのありました保護者が育児休業中の上のお子様の入所可能期間についてでございますが、県内の他市では、下のお子様が１歳６カ月に達する月末までや年度末までなど対応は様々です。袖ケ浦市では雇用保険の育児休業給付制度の給付対象になる期間と同じく、下のお子様が１歳６カ月に達する月の月末まで保育所（園）を利用できることを原則としております。 　しかし、本市の子育て環境を評価し、転入される方が増加しているなどの理由から、市内の保育所（園）への入所希望児童が増加しており、お問合せのように、下のお子様が年度途中に入所できない場合があります。

	その場合には、子育ての負担軽減のため、既に保育を利用している上のお子様については、所定の手続きをしていただいたうえで、年度末まで利用期間を延長し、年度途中で退所（園）することがないよう配慮しております。 また、既に保育所（園）を利用している上のお子様が翌年度に小学校入学を控えている５歳児（年長）クラスの場合には、環境の変化が子どもの発達に影響がないよう考慮して、当該年度末（卒園）まで保育所（園）の利用が可能としております。 次に、市が作成している保育所等の入所案内に記載しております私立保育園の休日についてですが、園に確認したところ、年末年始の休業日としての１２月２９日から１月３日までに加えて、園の保育準備の都合上、１月４日の保育を休止している私立保育園がありましたので、今後、保育所等の入所案内については表記を改めさせていただきます。 この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 今後とも、本市の子育て環境の向上に向けた保育の取り組みについて、市民の皆様の多様な保育ニーズに応えられるよう努めてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。
意見 19	H29.1.11 防災無線（袖ケ浦広報）の活用に関して。 昨今、日中に流されている袖ケ浦市職員を騙った還付金詐欺の刑事事件及び他市民の安否不明に係わる放送内容は、防災無線の趣旨、目的から逸脱していませんか。 特に、還付金詐欺事件については、袖ケ浦市の交付金を取り扱っている職員は還付を受けた市民を標的として詐欺行為を働いているのか、と老若男女の袖ケ浦住民、この放送を耳にした他市住民に受け取られかねない、厄介な危険性を秘めていませんか。 私見です。袖ケ浦、木更津市境に流れる川の堤を年中散策しているが、木更津市側の拡声器放送で袖ケ浦市民の安否を問うた放送を聞いた覚えは記憶にはない。 以下お節介である、木更津市では防災無線の妥当な利用方法について、過去に市と市民間に防災課防犯課の論戦があり、防災が勝ったとのこと。理由はそれぞれの立場を比較、検討。道理です。尚、この論戦に参加した当事者から直に聞いた話ではありませんので、確認を要します。 そもそも防災無線とは、読んで字のごとく災害を防ぐことを目的として、非常時に実態を袖ケ浦住民に広く知らせ被害拡大を防ぐ公共設備である。 災害発生時、袖ケ浦住民を安全な方向に導くことを最重要としており、昨今のように犯罪事件を年がら年中知らせていては、聞かされている袖ケ浦住民が、また警察のぱしり放送かと袖ケ浦住民が錯覚し、災害対応に遅れるような住民飼育（または操作）を行政が進んでしていて、どうなりますか。 防災無線の重要性は、５年前の大震災で国民全員が認識、承知しています。被災した地域での広報を担当していた職員の命をかけた職務遂行も忘れられてはいません。 いずれにしても自然災害とか仁斎は、発生する地域、タイムの事前予告はしてくれません。 袖ケ浦市当局の代表者として、その防災対策の心構えに、市民が適切な教訓・指導を受けた、と深く感銘し安堵する行政手腕の采配を振るわれることを期待する次第です。 以上、一市民として些細な提言ですが、袖ケ浦市の行政を司る市長としての御見解

	を書面にして賜れれば幸甚に存じます。
回答	H28.1.31　担当課　危機管理課 　本市の防災行政無線の放送につきまして、ご意見をいただきありがとうございます。 　防災行政無線の主な整備目的は防災行政に関する放送を行うことですが、整備した放送施設を最大限活用するために、次のように無線放送を行う際の放送基準を設けた上で市政一般に関する事柄についても放送を行っているところです。 【放送基準の概要】 （１）災害情報及び災害についての予報及び警報に関すること。 （２）市民の福祉（人命その他に緊急重要な事項）に関すること。 （３）公害注意報及び公害警報に関すること。 （４）市行政の普及、啓発及び周知又は市民の協力を必要とする事項に関すること。 （５）その他電波法に定める範囲内で管理者が特に必要と認める事項に関すること。 　詐欺被害防止のための放送及び行方不明に関する放送については、（２）市民の福祉（人命その他に緊急重要な事項）に関することとして防災行政無線や生活安全メールなどによる周知を行っているものであります。 　なお、これらの放送については、「実際に詐欺の電話が掛かって　来ている時に無線放送が流れ、詐欺と気づくことができた。」という市民の方からのお声や、「無線放送を聞いた市民からの情報提供により、行方不明となった方の迅速な保護につながった。」とのお声も頂いていることから、市民の生命と財産を守るために成果をあげているものと考えております。 　また、木更津市では、袖ケ浦市民の行方不明情報を流していないのではないかとのことですが、袖ケ浦市内で行方不明者情報が出た場合、木更津市においても放送を流しております。 　行方不明者の行動範囲が２つ以上の市にまたがるような場合は、木更津警察署より該当する市へ依頼を行い、連携して無線放送を流すことで、行方不明者の早期発見につなげております。 　最後に、防災行政無線の放送が多いと慣れてしまい、有事の際に気がつかないのではないかとのことですが、一例として、津波警報が発表されたときや震度４以上の地震が来ることを放送する際など、大規模災害が発生する可能性がある時に作動する、Ｊアラートと呼ばれる無線放送システムによる緊急放送を行う場合は、音声放送が始まる前のチャイムを通常のものとは異なる警報音に設定しており、緊急放送として気がつきやすい工夫をしておりますので、ご理解くださいますよう、お願い致します。 この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
意見 20	H29.1.12 　市内長浦地区在住で、ＪＲ内房線をよく利用している者です。 　下記の件について、市としての見解をお伺いします。 　本年３月４日にＪＲダイヤ改正が行われますが、一部の情報サイトより上下あわせ

	て１０本以上の減便が行われるというニュースが報じられております。 　なお、本件は１月３日現在、JR東日本千葉支社のプレスリリースには掲載されておりません。 ※情報元：http://www.jreast.co.jp/chiba/news/pdf/pre1612_daikai.pdf １．東洋経済オンライン（１２月２３日掲載） 　千葉－木更津間で１４本廃止と報じております。 　また市原市に対しては、事前に総武快速減便の打診があったと報じております。 ※情報元：http://toyokeizai.net/articles/-/151005?page=3 ２．動労千葉（１２月２６日掲載） 　１０本減便（千葉－木更津間で６本、千葉－館山間で３本、姉ケ崎－館山間で１本）と報じております。 　具体的な削減列車の記載もあり、通勤時間帯が４本、昼間帯が６本とのことです。 ※情報元：http://doro-chiba.org/nikkan_dc/n2016_07_12/n8216.htm 　上記より、３月４日のダイヤ改正において袖ケ浦市を通る列車が減便されるという情報の確度は高いものと認識しております。 　現状では、特に日中は時刻表も不要なほど等間隔で運転されている中、特に昼間時間帯（１１時台～１４時台）上下各１６本のうち２割近い本数が削減されるということは個人として不便なことはもちろん、袖ケ浦駅は三井アウトレットパーク木更津の最寄駅ですので、実際の本数減以上に大変大きな不便を与えるものと思っております。 　また元日の「広報そでがうら」にもありましたように、袖ケ浦駅海側はここ２～３年で大きく変わることが期待される中、利便性の低下により発展に水を差すのではないかとも危惧しております。 　さらに、通勤通学時間帯にも減便対象列車があるということで、通勤・通学の足にも影響があると思われます。 　上記を踏まえて、以下の通りお伺いします。 １．東洋経済オンラインの報によると、市原市にはJRから事前に減便の打診があったとのことだが、袖ケ浦市に対しては事前に打診はあったのか。 ２．上記内容が事実であった場合（当方は確度は高いという認識は持っていますが、事実とまでの確信は持っていません）、袖ケ浦市としてどのように対応するのか。
回答	H28.2.1　担当課　企画課 　この度のＪＲダイヤ改正についてのご質問について、お答えいたします。 　１点目の「東洋経済オンラインが報じた市原市には事前に減便の打診があったとのことだが、袖ケ浦市に対しても打診があったのか」ということでございますが、ＪＲ東日本からそのような打診はございません。 　２点目の「本年３月のダイヤ改正について、袖ケ浦市としてどのように対応するのか」ということでございますが、今回のダイヤ改正において内房線では、総武線に直通する快速列車の１往復の増発がある一方で、日中時間帯における千葉から館山間の直通列車の廃止や、普通列車の減便などが予定されており、減便が実施される時間帯には、通勤・通学時間帯も含まれ沿線住民にとっては利便性の低下となります。

	このため、千葉県内の複線化等の整備並びに利便性の向上を促進し、産業経済の発展と県民生活の向上を目的に、千葉県や本市を含む県内市町村、経済団体で構成している「千葉県ＪＲ線複線化等促進期成同盟」において、内房線における普通列車の減便などのダイヤ改正について、再検討していただくよう東日本旅客鐵道株式会社千葉支社に要望書を提出したところでございます。 また、利用者の利便性に直結するダイヤ改正の実施などに際しては、事前の情報提供や周知徹底を図るとともに、検討段階において、地域の意見を反映する仕組みの創設について検討いただくよう合わせて要望をしました。 今後も市民の交通利便性の確保のため、千葉県や関係市町村と連携しながら対応してまいります。
意見 21	H29.1.17 袖ケ浦市は郊外の空き家に困っているとホームページに掲載されていましたが 空き家を増やさないイコール魅力的な街だと考えています。 郊外に駐車場付きの高速のバス停を作ってくれると利便性が上がり東京や横浜などに通勤で使う人も増えるかも知れません。 また、田舎暮らしはしたいけど都会の職場まで不便と意見もあると思います。 のぞみ野付近など袖ヶ浦市の中心に近く高速も通っているので高速バス停を作って頂くとありがたいです。 個人的な意見ですみません。
回答	H28.2.3　担当課　企画課 この度、＊＊様からご提言いただきました内容についてお答えいたします。 のぞみ野付近など袖ケ浦市の中心に高速が通っているので、利便性向上のため、高速バス停留所を設置しないかとのことでございますが、袖ケ浦市では、袖ケ浦バスターミナルを東京湾アクアラインの開通に合わせ、平成９年１２月にパークアンドバスライド方式のバスターミナルとして整備し、当初、川崎線、横浜線、羽田空港線の３路線で供用を開始しました。 その後、平成１４年７月に品川線、平成２０年９月に新宿線が新規路線として運行開始し、袖ケ浦バスターミナルの利用者数及び運行便数が年々増加していることから、混雑解消や安全性を確保するため、バスレーンの増設、待合所及びトイレ改修、案内板等の設置工事を行うとともに、マイカー以外での利用者の利便性も考慮し、路線バスとの接続も図り、袖ケ浦バスターミナルの利便性や安全性の向上を図ってまいりました。 また、昨年８月には、市民や利用者からも特に運行希望が多かった東京線についても乗り入れが開始されるなど、袖ケ浦バスターミナルの利便性の向上に努めてきたところでございます。 これらの取組みの結果、袖ケ浦バスターミナルは、年間約１１９万人（平成２７年度）の方にご利用いただいております。 ご提言いただきました、新たな高速バス停留所の設置につきましては、平成２５年度に袖ケ浦市高速バスの交通体系及び拠点整備の有効性調査を実施し、検討してきたところであります。その調査の結果、バスストップを整備する際の設置位置の条件として、高速道路本線の線形が良好な一定の距離が必要となるといった課題などがございます。 また、高速道路上にバスストップ及びこれらの関連施設を整備する場合、館山道本

	線の拡幅整備や関連施設として駐車場・駐輪場の整備、待合施設やトイレ等の設置も必要となり、さらには駐車場などの用地取得も必要となることから、その財政負担が大きくなることも課題としてあげられております。 　このよう課題があるため、新たなバスストップの整備については現時点では難しいと考えておりますが、今後の高速バスの運行状況など周辺環境の変化を注視し、整備の実現可能性を引き続き模索してまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。 　この度は、貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。
意見 22	H29.1.18 次長参事職以上の動静ランプを確認したところ、H27.4.1 付に参事職が概ね倍増されていることが認識される。H27.10.25 市長選挙により３期目に出口清氏が再選されたことに伴う功績人事行使によるものか。またはH29.3.31 付で部長職５～６人退職による影響によるものか。
回答	H28.2.15　担当課　総務課 　本市職員の職務の級は１級から８級までとなっており、ご質問の参事職につきましては、８級の部長職に次ぐ７級の次長級に属し、副参事、課長職を経て就く職でございます。 　次長級の職は部ごとの主管課や行政委員会に配置しており、主に部内等の調整やとりまとめを行うなど、部組織の中心的な役割を担う職であるとともに、次期部長職の候補者として日々研鑽を積むポストでもあり、人材育成の機能も兼ねた職としています。 　今回、平成２７年度と比べ、２８年度の参事職に配する職員が増加しているのではないかとのご指摘でございますが、参事職の属する７級職は管理職の職位であり役職数も限られていることから、当該職位に就く職員を急激に増やすことはできません。 　市職員の人事・給与などの状況については、毎年１２月１５日号の広報紙にて公表しており、４月１日時点での７級職の人数については２７年が９３人、２８年は９６人と微増となっておりますが、これは２８年度末における７級職以上の退職者数や役職数を見越したものであり、ご指摘にあるような参事職の倍増や市長選挙に係る功績人事などという事実は全くございません。 今後とも人事管理につきましては、市政運営が滞りなく遂行されるよう、適切な人員及び管理職の登用など、人件費の抑制にも努めながら取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。
意見 23	H29.1.30 蔵波公園　遊休施設の有効利用についてのご提案 　公園内のテニスコートについては現在使用されることなく、荒れた状態のまま放置されています。 　数年前より蔵波台自治会を通じて、有効利用についてのアンケートも行われてきましたが、具体的な利用方法は計画されていない様に思われます。 　そこでこの度ご提案したいのはスケート場の設置です。 　近年小学生の間でブームになっておりますリップスティック、ローラーブレード、スケートボードは公道での使用が禁止されています。

	実際のところ厳守されていないのが実情であり、小学校側からも注意喚起する手紙が配られたり、指導が行われているとのことです。 厳守されない原因はやはり、身近に利用できる施設がないことだと考えます。小学生であれば保護者の付き添いがない限り、専用施設には行くことができず、自宅周辺の公道で遊んでしまうことになります。 現在のテニスコートは平たんであり、広さもスケートをして遊ぶには十分であると思いますし、現在のネットポストを外し、3-5㎝厚のコンクリートを敷設するだけで安全なスケート場になります。 児童の安全確保、改装費用も高額でなく遊休施設を有効利用するという点で非常にバランスのとれた利用方法だと考えます。 サッカー、野球は十分楽しめる場所が袖ケ浦市にはありますし、遊具も十分揃っています。ただスケートで安全に遊べる施設は有りません。専用施設としてご検討をお願いいたします。
回答	H28.2.17　担当課　都市整備課 日頃より蔵波公園をご利用いただきありがとうございます。 蔵波公園のテニスコートは、利用者がほとんどいないことや、ネットフェンスが老朽化していることから、平成３０年度に撤去する計画です。 現在、蔵波台自治連絡協議会や公園の清掃を行っている団体、蔵波小学校、ＰＴＡ及び地区有志の方々で結成された「蔵波公園を良くする会」において、テニスコートの撤去に併せた蔵波公園の改修計画の意見交換会を開催しております。今後も、さらに公園の整備について意見交換を重ね、意見を集約のうえ、市に要望される予定ですので、この度の＊＊様から寄せられたご提案については、「蔵波公園を良くする会」へお伝えいたします。 市といたしましては、地域の皆様のご意見を受け、今後、蔵波公園をどのように整備をしていくかを検討してまいります。 公園整備にあたり、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。